○国土交通省告示第千六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第百条の二第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同項に規定する国土交通大臣が定める方法による書留郵便を次のように定める。

なお、平成二十年国土交通省告示第二百七十二号は廃止する。

国土交通大臣　羽田雄一郎

平成二十四年十月一日

土地収用法第百条の二第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める方法による書留郵便は、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十八条第一項の規定に基づき、日本郵便株式会社が定め、総務大臣の認可を受けた内国郵便約款第八十八条第二項の規定に基づき「不在留置七日」その他受取人不在の場合のその書留郵便の留置期間が七日である旨表示したもの又は同項の規定による表示をしないものとする。

○国土交通省告示第千六十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

国土交通大臣　羽田雄一郎

平成二十四年十月一日

別表第一能登情報圏の項中「能登空港出張所」を「能登空港・航空路監視レーダー事務所」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第千六十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

国土交通大臣　羽田雄一郎

平成二十四年十月一日

表能登空港出張所の項を削り、表八丈島空港・航空路監視レーダー事務所の項の次に次のように加える。

能登空港・航空路監視レーダー事務所	8時から19時30分まで

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第千六十五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

国土交通大臣　羽田雄一郎

平成二十四年十月一日

別表第一中「能登空港出張所」を「能登空港・航空路監視レーダー事務所」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第三百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市高谷二〇一五番二地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月一日

○近畿地方整備局告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十月一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	工事区間
四百八十号	大阪府和泉市父鬼町九八七番二から同市父鬼町八一五番四及び和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平字蟷螂九二五番一三を経て同町大字平字牛神一五二番二まで

工事の種類	工事開始の期日
改築	平成二十四年十月一日

○近畿地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市西京区樫原秤谷町一三番一地内	前	二四・四〇～三〇・〇〇メートル	〇・〇三三キロメートル
	後	二四・四〇～二五・〇〇メートル	〇・〇三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府久世郡久御山町市田中観世一四番一から宇治市小倉町西大池七二番一まで	前	二八・〇〇～三七・六〇メートル	〇・〇六六キロメートル
	後	二八・〇〇～三七・六〇メートル	〇・〇六六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所